

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年2月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900261号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900093号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成28年7月1日から平成29年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年7月から同年8月までは20万円から26万円、平成28年9月から同年10月までは20万円から28万円、平成28年11月は20万円から30万円、平成28年12月は20万円から28万円、平成29年1月から同年6月までは20万円から30万円、平成29年7月は20万円から22万円とする。

平成28年7月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成28年9月1日から同年11月1日までの期間、平成28年12月1日から平成29年1月1日までの期間及び平成29年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年9月から同年10月までは28万円から30万円、平成28年12月は28万円から30万円、平成29年7月は22万円から30万円とする。

平成28年9月から同年10月まで、平成28年12月及び平成29年7月の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間のうち、請求者のA社における平成29年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成29年8月は20万円から30万円とする。

平成29年8月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日まで
②平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の標準報酬額が、支給されていた給与より低く記録されているので、年金給付に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、20万円と記録されているところ、A社から提出された給与明細及び金融機関の振込明細表並びに日本年金機構の回答（以下、併せて「給与明細等」という。）により、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 28 年 7 月から同年 8 月までは 26 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 7 月までは 30 万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 28 年 7 月から同年 8 月までは 32 万円、平成 28 年 9 月から同年 10 月までは 28 万円、平成 28 年 11 月は 34 万円、平成 28 年 12 月は 28 万円、平成 29 年 1 月は 36 万円、平成 29 年 2 月は 34 万円、平成 29 年 3 月は 30 万円、平成 29 年 4 月は 34 万円、平成 29 年 5 月から同年 6 月までは 32 万円、平成 29 年 7 月は 22 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 28 年 7 月から同年 8 月までは 26 万円、平成 28 年 9 月から同年 10 月までは 28 万円、平成 28 年 11 月は 30 万円、平成 28 年 12 月は 28 万円、平成 29 年 1 月から同年 6 月までは 30 万円、平成 29 年 7 月は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月から平成 29 年 7 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成28年9月1日から同年11月1日までの期間、平成28年12月1日から平成29年1月1日までの期間及び平成29年7月1日から同年8月1日までの期間について、給与明細等により、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成28年9月から同年10月までは30万円、平成28年12月は30万円、平成29年7月は30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成28年9月から同年10月までは20万円、平成28年12月は20万円、平成29年7月は20万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成28年9月から同年10月までは28万円、平成28年12月は28万円、平成29年7月は22万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①のうち、平成28年9月1日から同年11月1日までの期間、平成28年12月1日から平成29年1月1日までの期間及び平成29年7月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細等で確認できる報酬月額から、平成28年9月から同年10月までは30万円、平成28年12月は30万円、平成29年7月は30万円とすることが必要である。

ただし、平成28年9月1日から同年11月1日までの期間、平成28年12月1日から平成29年1月1日までの期間及び平成29年7月1日から同年8月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②については、本件訂正請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、給与明細等によると、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円に相当することが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900262号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900094号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成26年7月1日から同年8月1日までの期間、平成27年5月1日から平成28年5月1日までの期間及び平成28年6月1日から平成29年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成26年7月は22万円から26万円、平成27年5月から同年8月までは22万円から26万円、平成27年9月から平成28年4月までは26万円から28万円、平成28年6月は26万円から28万円、平成28年7月から同年9月までは20万円から28万円、平成28年10月から平成29年1月までは20万円から30万円、平成29年2月は20万円から32万円、平成29年3月は20万円から30万円、平成29年4月から同年7月までは20万円から32万円とする。

平成26年7月、平成27年5月から平成28年4月まで及び平成28年6月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月、平成27年5月から平成28年4月まで及び平成28年6月から平成29年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成26年8月1日から平成27年5月1日までの期間、平成28年5月1日から同年6月1日までの期間、平成28年9月1日から平成29年2月1日までの期間及び平成29年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成26年8月から平成27年4月までは22万円から26万円、平成28年5月は26万円から28万円、平成28年9月は28万円から32万円、平成28年10月から平成29年1月までは30万円から32万円、平成29年3月は30万円から32万円とする。

平成26年8月から平成27年4月まで及び平成28年5月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)並びに平成28年9月から平成29年1月まで及び平成29年3月の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間のうち、請求者のA社における平成29年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額について

は、平成 29 年 8 月は 20 万円から 32 万円とする。

平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日まで
②平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①及び②について、A 社における厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与より低く記録されているので、年金給付に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 26 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間及び平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 26 年 7 月は 22 万円、平成 27 年 5 月から同年 8 月までは 22 万円、平成 27 年 9 月から平成 28 年 4 月までは 26 万円、平成 28 年 6 月は 26 万円、平成 28 年 7 月から平成 29 年 7 月までは 20 万円と記録されているところ、A 社から提出された給与明細及び金融機関の振込明細表並びに日本年金機構の回答（以下、併せて「給与明細等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 26 年 7 月は 26 万円、平成 27 年 5 月から同年 8 月までは 26 万円、平成 27 年 9 月から平成 28 年 4 月までは 28 万円、平成 28 年 6 月から同年 8 月までは 28 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 7 月までは 32 万円）並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 26 年 7 月は 26 万円、平成 27 年 5 月は 32 万円、平成 27 年 6 月から同年 7 月までは 30 万円、平成 27 年 8 月は 26 万円、平成 27 年 9 月から同年 12 月までは 30 万円、平成 28 年 1 月は 28 万円、平成 28 年 2 月は 32 万円、平成 28 年 3 月は 30 万円、平成 28 年 4 月は 32 万円、平成 28 年 6 月は 34 万円、平成 28 年 7 月から同年 8 月までは 30 万円、平成 28 年 9 月は 28 万円、平成 28 年 10 月から平成 29 年 1 月までは 30 万円、平成 29 年 2 月は 32 万円、平成 29 年 3 月は 30 万円、平成 29 年 4 月は 34 万円、平成 29 年 5 月は 32 万円、

平成 29 年 6 月は 34 万円、平成 29 年 7 月は 32 万円) は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間①のうち、平成 26 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間及び平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 26 年 7 月は 26 万円、平成 27 年 5 月から同年 8 月までは 26 万円、平成 27 年 9 月から平成 28 年 4 月までは 28 万円、平成 28 年 6 月から同年 9 月までは 28 万円、平成 28 年 10 月から平成 29 年 1 月までは 30 万円、平成 29 年 2 月は 32 万円、平成 29 年 3 月は 30 万円、平成 29 年 4 月から同年 7 月までは 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 7 月の期間、平成 27 年 5 月から平成 28 年 4 月までの期間及び平成 28 年 6 月から平成 29 年 7 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間及び平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間及び平成 28 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、給与明細等により、事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 26 年 8 月から平成 27 年 4 月までは 22 万円、平成 28 年 5 月は 15 万円）がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間①のうち、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間、平成 28 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間及び平成 29 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、給与明細等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 26 年 8 月から平成 27 年 4 月までは 26 万円、平成 28 年 5 月は 28 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 1 月までは 32 万円、平成 29 年 3 月は 32 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 26 年 8 月から平成 27 年 4 月までは 22 万円、平成 28 年 5 月

は 26 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 1 月までは 20 万円、平成 29 年 3 月は 20 万円) 並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(平成 26 年 8 月から平成 27 年 4 月までは 22 万円、平成 28 年 5 月は 15 万円、平成 28 年 9 月は 28 万円、平成 28 年 10 月から平成 29 年 1 月までは 30 万円、平成 29 年 3 月は 30 万円) を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①のうち、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間、平成 28 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間及び平成 29 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細等で確認できる報酬月額から、平成 26 年 8 月から平成 27 年 4 月までは 26 万円、平成 28 年 5 月は 28 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 1 月までは 32 万円、平成 29 年 3 月は 32 万円とすることが必要である。

ただし、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間及び平成 28 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。) 並びに平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間及び平成 29 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②については、本件訂正請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は 20 万円と記録されているところ、給与明細等によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は 32 万円に相当することが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、32 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900311号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900095号

第1 結論

請求者のA社における平成28年6月10日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成28年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、当該賞与を年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与明細(賃金台帳)及び請求者から提出された賞与明細書(以下「賞与明細書等」という。)により、請求者は請求期間に同社から賞与16万円の支払を受けていたことが確認できるところ、厚生年金保険料控除額については、給与明細(賃金台帳)において2万1,393円と記載されているものの、賞与明細書においては控除がされていないことが確認できる。

一方、A社から提出された取引明細照会及び金融機関から提出された取引履歴(以下「取引履歴等」という。)により、請求期間に同社から請求者に対し33万9,889円が振り込まれていることが確認できるところ、当該振込額は、上述の賞与明細書の差引支給額(15万6,822円)及び請求者から提出された平成28年5月分給料明細書の差引支給額(18万3,067円)の合算額と一致している。

また、請求者から提出された給料明細書の社会保険料控除額及び上述の給与明細(賃金台帳)の給与分に係る社会保険料控除額のそれぞれの合計額(平成28年給与分)は、課税庁から提出された平成29年度(平成28年分)所得照会回答書の社会保険料控除額と一致することから、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていなかったと認められる。

さらに、A社の事業主は、給与明細（賃金台帳）と賞与明細書で厚生年金保険料の控除が異なっている理由について、詳しいことは分からないものの、請求期間に係る取引明細照会の振込額から判断すると、賞与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、上述のとおり、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできないものの、請求者は、A社から標準賞与額 16 万円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（厚生年金保険法第 75 条本文該当記録）として、16 万円に訂正することが必要である。